

子ども手当の地方負担について

地方は、危機的財政状況の中で、血のにじむような行革に取り組み、財源を確保して、住民ニーズに精一杯応えようと必死に努力している。

こうした中、政府は、平成 22 年度の子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給するという手段で事実上の地方負担を導入した。

このように、地方財政や地域経済、住民生活に影響を及ぼす事項について、地方に何ら相談がないばかりか、情報さえないまま、一方的に方針を決定していることは、マニフェストに掲げた「地域主権」の実現とは相容れない行為である。

子ども手当の取扱いに関する 4 大臣の合意文書では、平成 23 年度における子ども手当の支給について、平成 23 年度予算編成過程において改めて検討することとされているが、国負担を基本とする旨の記載がある一方で、住民税の控除廃止による増収分の活用についても記載されており、そうした方向で制度設計が進められてしまう懸念がある。

住民税は、地域の実情に応じて実施するサービスにこそ充てられるべきであり、国が決めた施策事業のため、地方の独自財源が一方的に取り上げられることはあってはならない。

政府は、子ども手当などマニフェストに掲げる政策については、地方に負担を転嫁することなく全額国費を財源として実現するよう、強く求める。

また、制度設計に当たっては、実施主体である市町村に大きな事務負担が生じないよう配慮するとともに、支給対象など様々な課題があることから、地方の意見を十分踏まえて検討するよう併せて求める。

平成 22 年 月 日

内閣総理大臣	鳩山由紀夫	殿
内閣官房長官	平野博文	殿
財務大臣	菅直人	殿
総務大臣	原口一博	殿
厚生労働大臣	長妻昭	殿
内閣府特命担当大臣	国家戦略担当	
	仙谷由人	殿

九都県市首脳会議

座長	東京都知事	石原慎太郎
	埼玉県知事	上田清司
	千葉県知事	森田健作
	神奈川県知事	松沢成文子
	横浜市長	林文子
	川崎市長	阿部孝夫
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	加山俊夫